

福島市社会福祉施設等における事故報告事務取扱要領

1 目的

社会福祉施設等において、利用者に対する障害福祉サービス等の提供時に事故が発生した場合の市への報告の取扱いを定め、事故等の再発防止及び利用者の安全確保を図ることを目的とする。

2 対象

- ・ 障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）
- ・ 障害者支援施設
- ・ 特定相談支援事業所、一般相談支援事業所
- ・ 障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所

3 報告の範囲

事業所（施設）は、障害福祉サービス等の提供時に事故等が発生した場合に報告を行うものとする。なお、サービス提供時とは、送迎及び通院等の間も含み、事業所側の過失の有無を問わないものとする。

事業所（施設）が報告を行わなければならない事故等は、次のとおりとする。

(1) 利用者の死亡事故

病気等による死亡で、明らかに事故死とは認められないものは除くが、死因等に疑義（トラブル等）が生じる可能性がある場合には報告すること。

(2) 利用者の事故によるケガ

ケガの程度については、外部の医療機関で受診したものを原則とするが、擦過傷や打撲等比較的軽易なケガ（一度の通院で終わるようなもの）は除く。なお、入院については、入院期間の長短にかかわらず報告すること。

(3) 利用者に対する職員または他の利用者の暴行及び虐待等（不適切な処遇（疑）を含む）

(4) 利用者の不法行為

(5) 職員の不法行為

預かり金の着服、守秘義務違反等利用者の処遇に影響があるもの。

(6) 自然災害（風水害、地震等）及び火災等

(7) 利用者の無断外出及び行方不明等（概ね 24 時間経過しても発見できない場合等）

(8) 食中毒及び感染症の発生

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成 17 年 2 月 22 日付け厚生労働省通知）に基づき、

- ①同一感染症若しくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる死亡者または

重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

②同一感染症若しくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合

③上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

以上のような状況になった場合には報告すること。

なお、「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について（通知）」（平成19年2月15日付け18自第5211号）に基づく報告書の写しを事故報告に代えることができるものとする。

(9) その他、(1)から(8)以外の事項で重要な事項

4 報告の方法

(1) 事業所は、事故等が発生した場合、速やかに事故報告書（別紙様式第1号）提出すること。

(2) 事業所は、事故等に対する改善状況等を問題が改善され次第速やかに、または1ヶ月経過時の現状について、改善結果報告書（別紙様式第2号）を提出すること。

※別紙様式第1号及び第2号は、内容が具備していれば、別様式でも可とします。

5 報告書の提出先

健康福祉部障がい福祉課とする。

6 施行期日

平成30年4月1日

平成31年4月1日 一部改正